

「受動喫煙防止啓発動画制作業務委託の企画提案募集」に係る質問と回答

埼玉県保健医療部健康長寿課

NO.	質問内容	回答
1	「ホワイトボードプレゼンテーション等を用いたアニメーション形式」とは、どの程度のイメージでしょうか。単に手書き風という認識でよろしいでしょうか。参考になる動画など有りますでしょうか。	まるで目の前でホワイトボードにプレゼンテーションが行われているかのように、イラストや文字が描かれる様子を映した動画をイメージしています。
2	今回の公募は埼玉県入札資格が無くても参加可能でしょうか。	「受動喫煙防止啓発動画制作業務委託に係る公募型企画提案競技実施要項」6応募資格(1)～(8)に該当する場合は参加可能です。
3	15秒、30秒版は60秒の短縮版という認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	ホワイトボードプレゼンテーションを用いたアニメーションを前提としている理由はありますか？また、その他のアニメーション形式との違いや効果として認識されている点はありますか？	簡易的な動画構成で啓発内容を分かりやすく伝えるためです。シンプルな構成を用いることで、他のアニメーション形式よりも視聴者の記憶に定着しやすいと考えております。
5	動画内容に含まれている「受動喫煙の定義」や「健康増進法に関する規定」について、信頼できる情報源として想定されているものはございますか？	以下に例示します。 <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙対策 厚生労働省 (mhlw.go.jp) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html ・e-ヘルスネット (厚生労働省) https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/

		<p>・たばこ - 埼玉県 (saitama.lg.jp)</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/kenko/zoshin/tabako/index.html</p>
6	「望まない受動喫煙に配慮を要する具体例の紹介」を制作する上で、人物のナレーションに対する制約はありますか？（ナレーションは複数名必要、男性に限るなど）	<p>特に定めていません。</p> <p>提案を元に協議としますが、使用制限や権利の帰属等、仕様書の内容に御留意ください。</p>